

広尾町高齢者勤労事業部 運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この事業部は、働く意欲を持ち健康な高齢者が、その経験・能力を生かし希望する仕事を通じて、生き甲斐の充実や社会参加が図られるよう、地域の日常生活に密着した補助的・短期的な仕事の把握と提供をおこない、高齢者の就労機会の増大と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この事業の名称は、「広尾町高齢者勤労事業部」(以下「事業部」という。)と称する。

(会 員)

第3条 事業部の会員は、広尾町に居住する概ね60歳以上の健康で働く意欲の旺盛な者が、この事業部の目的に賛同し、事業に参加するものとし、あらかじめ希望職種や技能等を登録する。

2. 前項によらず、就労等を希望し当事業部が認めた者については、60歳以下でも登録できるものとする。

(事 業)

第4条 事業部は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地方公共団体、民間企業、個人等から仕事を有償で引き受け、これを会員に提供し、仕事の内容と就労の実績に応じて報酬を支払うものとする。
- (2) 事業部は、引き受けた仕事を登録されている会員の能力や希望に応じて会員に提供することとし、事前に就労日数や収入保証は行わないものとする。
- (3) 事業部は、会員の登録状況に応じ、それぞれに適した仕事の開拓及び計画的な仕事の受注に努めるものとする。
- (4) その他事業活動に必要なこと。

第2章 登 録

(登 録)

第5条 この事業に参加しようとする者は、別に定める様式により事業部に登録の上会員とならなければならない。

(登録の抹消)

第6条 前条により登録した者で、次の何れかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 本人から、登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 事業部の名誉を毀損し、またはこの規則に反する行為があったとき。

(登録者の義務)

第7条 登録した者は、仕事を通して知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることを他に漏らしてはならない。

(会費)

第8条 事業部の運営費の一部として、会員から会費を徴収することができる。
2. 会費の年額は、2,000円とする。ただし、年間の就労作業賃金が20,000円に達しない会員については、この会費を免除することができる。

(事務費負担金)

第9条 事業部が受注し、会員が仕事を行った場合は、事業部の事務費負担金として、その就労に伴う賃金の20%を加算して受注者から徴収する。

(消費税)

第10条 事業部は1千万円を超過する収入があることから、課税対象事業となるため事務費とは別に消費税10%を受注者から徴収する。

(発注者の支払)

第11条 事業部に対し、業務を発注した者は、原則としてその就労に伴う賃金及び事務費負担金を毎月末日締切り、翌月の10日までに支払うものとする。

(資産の管理)

第12条 事業部資産は、広尾町社会福祉協議会会長が管理する。

(会計)

第13条 事業部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(努力義務)

第14条 事業部は、相互共助団体であり、会員は互いの経験・能力及び人格を尊重し、協力しあって会員自身の創意性を発揮しながら自らの就労の機会を広げるとともに、健康と福祉の増進を図り事業部の発展に寄与しなければならない。

(処遇平等の原則)

第15条 事業部は、会員の信条・社会的身分・門地・性別・宗教などの理由で、就労等の面で会員を差別してはいけない。

第3章 就 労

(仕事の配分)

第16条 事業部は、仕事の発生之都度会員の登録内容及び希望を配慮して、あらかじめ就労時間・期間・仕事の内容、その他を明示して割り当てるものとする。

(就労時間)

第17条 会員の就労時間は、会員の健康維持を配慮して1日8時間以内とする。ただし、事業部は仕事の性質・就労場所・季節等の事情に応じて、その始業・就業時間・休憩時間・休日等について推進員の判断で決めることができる。

(賃金の配分)

第18条 会員の就労にともなう賃金の配分については、就労の都度仕事の内容と就労時間に応じて個別に提示し、原則として毎月末日締切り、翌月の10日に現金または口座振替により支払うものとする。

(就労上の注意事項)

第19条 会員は、就労にあたり次の事項に留意しなければならない。

- (1) 工作中は、あらかじめ指名された者の指示に従って、お互いに協力して働くこと。
- (2) やむを得ない事情で、約束した仕事に従事できない場合は、事前に申し出ること。

第4章 災害防止と福利厚生

(災害防止と障害補償)

第20条 事業部は、会員の就労にあたり、その安全については常に配慮し災害の防止について努力するものとするが、万一の就労中の事故発生に備え、傷害保険に加入し災害に対する保証を確保するものとする。

(福利厚生措置)

第21条 事業部は、会員間の健康保持と福祉並びにその生活感の充実のために、レクリエーションその他の活動に対する福利的措置を講じるものとする。

(社会的相当賃金配分の原則)

第22条 会員の就労に対する賃金の配分は、社会的に相当な額であるものとする。

2. 賃金の配分基準の決定にあたっては、最低賃金法及び家内労働法で定める基準を参考とする。

(配分基準の決定)

第23条 事業部は、会員の賃金配分基準について別に定める手続きに従い、職種ごとに考慮し決定することとする。

第5章 細 則

(細 則)

第24条 この細則に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

平成6年4月1日から適用の規則(広尾町高齢者事業団運営規則)については全文廃止する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。